

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 税のシルバーシート

Q: 私の父は去年の誕生日で満70歳になりました。ところで、扶養親族が70歳以上になると、扶養控除が割増しされると聞きましたが、具体的な内容を教えてください。

A: 控除対象配偶者または扶養親族に該当する者のうち、12月31日(年の途中で死亡しているケースでは、その死亡時)の現況で年齢が70歳以上の者を老人控除対象配偶者または老人扶養親族と呼び、控除額が割増しされます。

#### 【解説】

通常の扶養控除は1人あたり38万円ですが、老人扶養親族に該当する同居老人等のケースでは58万円に、同居老人等以外のケースでは48万円にアップされます。

同居老人等とは、老人扶養親族のうち納税者またはその配偶者の直系尊属、たとえば父母などで納税者または配偶者と同居している者をいいます。

また、老人控除対象配偶者に該当すると一般の配偶者控除38万円に10万円プラスされ48万円になります。

当然のことながら、老人控除対象配偶者等は年の途中で死亡した場合も1年分の配偶者控除などが受けられます。

以上は、70歳以上の扶養親族等を有する人が受けられる特典ですが、本人が受けられる老年者控除等の特典もあります。

老年者控除とは、65歳以上で所得金額が1,000万円以下の人について、所得金額から50万円を差し引くというものです。

